

入善町PRマスコットキャラクター使用に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、入善町PRマスコットキャラクター（以下「キャラクター」という。）の使用に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱においてキャラクターとは、町が定めた基本図柄（別図）及び町長が別に定める基本図柄を用いた図柄のことをいう。

(使用許諾)

第3条 キャラクターを使用しようとする者（以下「使用申請者」という。）は、事前に、この要綱の定めることを承知した上で、使用許諾申請を行い、町長の使用許諾を得なければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当し、かつ、営利を目的とせず、図柄を変更することなく使用するときは、この限りでない。

- (1) 町の関係機関が使用するとき。
- (2) 学校等が教育の目的で使用するとき。
- (3) 町内の自治会等が、地域活動において使用するとき。
- (4) 報道機関が報道及び周知の目的で使用するとき。
- (5) 個人が、家庭内その他これに準ずる限られた範囲内において使用するとき。
- (6) その他町長が使用について適当と認めたとき。

2 使用許諾を受けた事項を変更する場合についても、前項前段の規定と同様とする。

3 町長は、前2項の規定によりキャラクターの使用を許諾する場合においては、その使用について条件を付すことができる。

4 町長は、使用申請者が第1項および第2項の規定による使用許諾申請に要した費用については、一切の責任を負わない。

(使用許諾の期間)

第4条 キャラクターの使用許諾の期間は、前条第1項および第2項の規定により使用許諾を受けた日から当該日の属する年度の末日までとする。ただし、町長は、キャラクターの使用期間が限定されていると認められる場合は、当該使用許諾の期間を短縮することができる。

2 前条第1項または第2項の規定により使用許諾を受けた者（以下「使用者」という。）は、前項の期間満了後においても、在庫整理の期間に限りキャラクターを使用することができる。ただし、前項の期間満了後において、引き続きキャラクター

を使用しようとするときは、改めて申請を行い、使用許諾を受けなければならない。

(使用許諾の制限)

第5条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、キャラクターの使用を許諾しないことができる。

- (1) キャラクターの使用によって一般に図柄の誤認又は混同を生じさせるおそれがあると認められるとき。
- (2) キャラクターのイメージを損なうおそれがあると認められるとき。
- (3) 立体物で、その形状等がキャラクターの立体物と認められないとき。
- (4) 特定の政治、思想若しくは宗教の活動に利用し、又は利用するおそれがあるとき。
- (5) 申請者が暴力団又はその構成員であるとき。
- (6) その他キャラクターの使用が適当でないとき。

(使用許諾の申請)

第6条 使用申請者は、第3条に定める使用許諾申請を行うときは、入善町PRマスコットキャラクター使用許諾申請書（別記様式第1号。以下「使用申請書」という。）を町長に提出しなければならない。

- 2 使用申請書には、キャラクターを使用しようとする対象物（以下「使用品」という。）の見本を添付しなければならない。ただし、見本を添付できない場合は、使用品が確認できる写真等を添付するものとする。
- 3 町長は、使用申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当であると認められるときは、入善町PRマスコットキャラクター使用許諾通知書（別記様式第2号。以下「使用許諾通知書」という。）により通知するものとする。
- 4 町長は、使用申請書の内容が前条の規定に該当すると認められるときは、入善町PRマスコットキャラクター使用不許諾通知書（別記様式第3号）により通知するものとする。

(許諾事項の変更)

第7条 使用者は、第3条第2項により使用申請書に記載された内容に変更が生じるときは、入善町PRマスコットキャラクター使用許諾変更申請書（別記様式第4号。以下「使用変更申請書」という。）に使用許諾通知書を添えて町長に提出し、使用許諾を受けなければ変更を加えてはならない。

- 2 町長は、使用変更申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当であ

ると認められるときは、入善町PRマスコットキャラクター使用許諾変更通知書（別記様式第5号。以下「使用許諾変更通知書」という。）により通知するものとする。

- 3 町長は、使用変更申請書の内容が第5条の規定に該当すると認められるときは、入善町PRマスコットキャラクター使用不許諾通知書（別記様式第3号）に所要の変更を加えて通知するものとする。この場合において、使用許諾の全部又は変更にかかる内容のいずれかを不許諾とすることができる。

（在庫）

第8条 第4条第2項中「在庫」とは、使用許諾通知書又は使用許諾変更通知書に記載された製作数内で同条第1項の期間中に製作した使用品の内、使用されなかったものをいう。

（使用許諾の取消）

第9条 町長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該使用許諾を取り消すことができる。

- (1) 使用者がこの要綱に違反したとき。
- (2) 使用者が第3条第3項の使用許諾の条件に違反したとき。
- (3) 第5条各号のいずれかに該当するに至ったとき。

- 2 町長は、前項の規定による使用許諾の取り消しにより使用者に生じた損害については、一切の責任を負わないものとする。

（個人情報の保護）

第10条 町長は、キャラクターの使用許諾にあたり取得した使用申請者の個人情報を、適正に取り扱わなければならない。

（使用料）

第11条 キャラクターの使用は、無料とする。

（目的外使用及び権利譲渡の禁止）

第12条 使用者は、第3条の規定により使用許諾を受けた事項以外の目的にキャラクターを使用し、または使用許諾にかかる権利を譲渡し、もしくは転貸することができない。

（使用上の遵守事項）

第13条 使用者は、以上の規定のほか、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 第三者がキャラクターを侵害し、または侵害しようとしている事実を発見し

た場合は、直ちに町に連絡すること。

- (2) 使用者は、キャラクターを付した使用品の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負うこと。
- (3) 町長は、使用者にキャラクターの使用実態を報告し、または使用品を提出することを指示できること。
- (4) 使用者が、キャラクターの使用に際して、故意または過失により町に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を町に賠償すること。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成25年10月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現にキャラクターを使用している者は、この要綱の施行の日から使用許諾を受けているものとみなす。

別図 入善町PRマスコットキャラクター基本図柄

「ジャンボ〜ル三世」カラーチャート



【カラーで使用する場合】

輪郭・目	黒色部分	K 100%
ガウン襟・ガウンボンボン・王冠・王冠の光・杖の光	白色部分	C 0% M 0% Y 0% K 0%
体・手・ベルトの縁	緑色(薄)	C 90% Y 90%
体の縞	緑色(濃)	C 90% Y 90% K 35%
ガウン・パンツ・王冠・ベルト	赤色	C 10% M 100% Y 100%
王冠のトップ・王冠の縁・ベルトの文字・ベルトの丸	黄色	M 25% Y 100%
ひげ	灰色(薄)	K 30%
ブーツ	灰色(濃)	K 80%
杖しずく上部	水色(濃)	C 80% M 10%
杖しずく下部	水色(薄)	C 50%
杖棒部	黄土色	M 20% Y 70% K 20%



【モノクロで使用する場合】

輪郭・目	黒色部分	K 100%
ガウン襟・ガウンボンボン・王冠・王冠の光・杖の光	白色部分	K 0%
体・手・ベルトの縁	緑色(薄)	K 40%
体の縞	緑色(濃)	K 60%
ガウン・パンツ・王冠・ベルト	赤色	K 70%
王冠のトップ・王冠の縁・ベルトの文字・ベルトの丸	黄色	K 30%
ひげ	灰色(薄)	K 20%
ブーツ	灰色(濃)	K 40%
杖しずく上部	水色(濃)	K 80%
杖しずく下部	水色(薄)	K 70%
杖棒部	黄土色	K 30%